

毎週火、金曜日発行(但休日に当るとは要目)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◇雑報 地方職員共済組合定款の一部変更

告示

鳥取県告示第六百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
 昭和三十九年 福井医院 東伯郡東伯町大字 福井 卓
 十月一日 鈎一六〇番二地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和三十九年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年十一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

- 一 日時 昭和三十九年十一月十日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 公明選挙強調月間事業について

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款

